

## 2012 年度（第 46 回）北海道オープンゴルフ選手権競技

開催日：2012 年 9 月 5 日（水）～9 月 7 日（金）

会 場：札幌芙蓉カントリー倶楽部（南・中）

### 競 技 の 条 件

#### 1 . ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

#### 2 . 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

#### 3 . 使用球の規格

a . 競技者の使用球は R&A 発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。

b . 競技者が使用する球は最新の公認球リストに一種類の球として掲載されている同じブランド 同じモデルの球でなければならない。

この条件の罰は、違反があった各ホールに対し、2 打。ただし、1 ラウンドにつき最高 4 打まで。

#### 4 . 使用クラブの規格

競技者が持ち運ぶドライバーは R&A 発行の最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 (C)1a』を適用する。（ゴルフ規則 174p 参照）

#### 5 . 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

#### 6 . プレーのペースについて（ゴルフ規則 6-7 注 2）

各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスター時に配布するので、これに遅れないこと。特にトラブルもないのにこの時間より遅れた場合（アウトオブポジション）、ストロークに要する時間を個別に計測する。

##### (1) アウトオブポジションの定義

(a) あるホールのプレーを終えた時点で、スター時からそこまでの実際の所要時間の合計が、タイムパーに記載された時間をオーバーした場合

(b) 第 2 組以降の組では、前の組との間隔が 1 ホール以上（パー 4 のホールを基準）空いた場合

**注 1 a) (b) の両方にあてはまるときに、その組はアウトオブポジションとなる。**

##### (2) アウトオブポジションとなった組に対する措置

ある組がアウトオブポジションとなった場合、競技委員は警告を与え、その組の各競技者のショットに要する時間を計測する。ただし、特別の事情があれば競技委員よりその組に対して前の組との間隔を縮めるように求めるが、合理的時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のショットに要する時間は計測しない。特別の事情とは例えばルーリング、紛失球などのトラブルをいう

##### (3) ストロークするための許容時間

アウトオブポジションとなった後、遅れを取り戻すまでの全てショットの制限時間は「40 秒」とし、プレー時間の計測は、その競技者のプレーの順番が回ってきた時に開始する。ただし、パー 3 ホールにおいて最初にプレーする者、パー 4 とパー 5 のホールにおいて第 2 打を最初にプレーする者、グリーン周辺やグリーンの上で最初にプレーする者のショットの制限時間は「50 秒」とする。制限時間をオーバータイム（タイムオーバー）した場合、プレーヤーは違反回数に応じて(4)の罰を受ける。アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中のタイムオーバーの回数は持ち越す。

##### (4) 罰 則

タイムオーバー 1 回目：警告      タイムオーバー 2 回目：1 罰打      タイムオーバー 3 回目：さらに 2 罰打  
タイムオーバー 4 回目：競技失格

## 7. プレーの中断と再開

- (1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。  
1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。  
この条件の違反の罰は競技失格。(ゴルフ規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について  
本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

## 8. 移動

正規のラウンド中、競技者はコース内に常設されているマンリフトを除き、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。但し、キャディーの乗用を認める。  
この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 (C)8 移動』を適用する。(ゴルフ規則 181p 参照)

## ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ラインのアウトオブバウンズの標示は白杭に黒テープを巻き標示する。
3. 2(南コース 2)、3(南コース 3)、6(南コース 6)、7(南コース 7)、8(南コース 8)、  
12(中コース 3)、13(中コース 4)、17(中コース 8)ホールにおいてアウトオブバウンズの標識(白杭に黒テープ)を越えていった球は、球がその向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。
4. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
5. ラテラルウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
6. 排水溝は動かせない障害物とする。
7. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
8. 電磁誘導カーブ用の 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカーブ道路とみなす。  
球がこのカーブ道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則 24-2b(i) の救済を受けなければならない。  
このローカルルールの違反の罰は、2打。
9. コース内にある防球ネットによる障害(ゴルフ規則 24-2a)のため、ゴルフ規則 24-2b の救済を受ける場合には、その障害物の上を越えたり中や下を通さずにニヤレスポイントを決定しなければならない。  
このローカルルールの違反の罰は、2打。
10. パッティンググリーン奥行きを標示するためのペイントは修理地とみなす。しかしながらそのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体はゴルフ規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイント上にあるか、触れている場合、ゴルフ規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。  
このローカルルールの違反の罰は 2 打。

## 注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 競技当日のスター前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1人コイン1枚(35球)を限度とする。
4. 4(南コース 4)ホールに落下地点確認のためフォアキャディーを配置し、旗を掲げて指示する。  
赤旗：落下地点に前の組がいるので、プレーしてはいけない。(必ず指示に従うこと)  
白旗：落下地点が空いているので、プレーできる。  
青旗：アウトオブバウンズまたは紛失の恐れがある。(暫定球のプレーを勧める)